

環政第 2 号
平成28年4月1日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

茨城県知事 橋本 昌

「常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画」の環境影響評価準備書に対する
知事意見について

このことについて、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13
に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

常陸那珂共同火力発電所 1号機建設計画環境影響評価準備書に対する知事意見

「常陸那珂共同火力発電所 1号機建設計画に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）について、関係市村及び住民の意見にも配慮しながら、事業者からの聴き取りを実施しつつ、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記のとおりである。

なお、本事業は、東京電力株式会社が実施した平成24年度電力卸供給入札により常陸那珂ジェネレーションが落札し、火力発電所を建設するものであり、環境保全に万全を期するため、隣接市村との十分な調整を図るとともに、工事の実施、施設の供用時の各段階において適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施が求められる。

また、本事業に対する周辺住民の理解を図り、本事業への不安解消を図る観点から、事業者自らが事業に係る情報公開を積極的に行うとともに、海岸線沿いという地域特性から、地震や水害等の自然災害による構造物への影響について十分に検討の上、さらに、緊急時の対策として迅速で適切な対応策を策定し、併せて、連絡体制の整備や緊急時対応訓練を行う必要がある。

事業者においては、こうしたことを念頭に置きつつ、準備書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、審査会においての意見や指摘された事項を含め、下記の事項について十分に検討を行い、必要に応じて、追加的な調査、予測及び評価を実施するなど、事業の実施に伴う環境への負荷のより一層の低減に努める必要がある。

さらに、今後、工事中及び供用時において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合には、速やかに調査を行い、関係機関と協議及び調整を図った上で、適切な措置を講じる必要がある。

記

1 温室効果ガス

- (1) 二酸化炭素については、利用可能な最良の技術（BAT=Best Available Technology）の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めるとともに、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合を図り、連携した取り組みを行うため、発電した電力は自主的な枠組みに参加する小売電気事業者に販売するよう努めること。
- (2) 本事業では、超々臨界圧発電設備を採用し、高効率の発電設備を運転することとしているが、石炭火力事業者として、二酸化炭素排出量を削減するために、発電設備の適切な維持管理はもとより、事業者自らが可能な限りの二酸化炭素を削減する措置を講じること。
- (3) 2050年までに80%の温室効果ガス排出削減を目指すとの国の長期目標を踏まえ、二酸化炭素分離・回収・貯留等に関する国の技術動向を注視し、技術が確立された場合は、速やかに技術導入を検討すること。
- (4) 燃料として炭化汚泥を使用できる環境が整った場合は、その使用を検討すること。

2 大気質

- (1) 本事業は、既存の常陸那珂火力発電所の敷地内に建設され、施設の一部を共用する計画であることから、同発電所と十分な連携を図り、総合的に環境負荷の低減に努めること。
また、工事関係車両の運行は、近隣の住環境に配慮しつつ、平準化等の万全な環境保全措置をとること。
- (2) 施設の稼働に伴い、排出される排ガスや粉じんにも重金属等の微量物質が含まれており、それらの成分、濃度は、発電所で使用する石炭の炭種によることから、環境への負荷の低減を図る観点から、可能な限り良質な石炭を使用するとともに、高性能なばい煙処理装置の導入を検討すること。
- (3) 施設の稼働に伴う騒音、振動は、近隣の住居までの伝搬しにくいと考えられることから評価項目としては選定していないが、影響について、客観的かつ科学的な見地から考察すること。
- (4) 本事業の煙突高（180m）については、既存の火力発電所との煙突高（230m）の違いによる大気質への影響として、フュミゲーションやダウンウォッシュ等の現象を含め、想定される気象条件を加味したうえで、複合的かつ累積的な影響を検討すること。

3 廃棄物

- (1) 発電に伴い発生する大量の石炭灰については、炭種によって、わずかながら重金属の有害物質も検出されているため、埋立材料として使用する前に試験を行う等により成分を分析し、安全性を確認し、環境保全上支障が生じないよう万全の措置を講じること。

4 動植物

本事業の温排水の放水設備は、既存の発電所の放水設備が設置されている海域に設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、重畳や海域の地形を考慮した評価を行い、海生生物への影響について必要な措置を検討すること。

5 その他

運転開始後は、準備書に記載した調査項目の予測結果並びに、環境保全措置の実施状況等を確認し、その結果を関係自治体に報告すること。

なお、環境に配慮を要する事態が発生した場合は、速やかに関係自治体に報告のうえ、早急な対策を講じること。